

ソーシャルメディアの個人利用に関するガイドライン

2019年11月1日

1. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ツイッター、フェイスブック、ブログ、電子掲示板に代表される、インターネット技術を利用してユーザーが情報を発信、あるいは相互に情報をやり取りする情報の伝達手段をいいます。

2. ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、発信した情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、社員本人や当社に対して想定外の影響を及ぼす場合もあります。また、発信人が当社の業務従事者であることが明らかな場合や容易に推察される場合には、個人利用による発信であっても、往々にして理研イノベーションという組織の一員による発信として受け止められ、発信内容が当社に関するものであるかを問わず、その内容によっては、当社の信用失墜や当社に対する社会からの期待に背くことにつながることもあります。このため、事前にそれらリスクを回避するため、社員が留意すべき事項を明示したものがこのガイドラインです。

3. ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、当社で業務に従事する者（役員（非常勤を含む。）、社員、派遣・外部委託先等を含む。）に対して適用されます。

4. ソーシャルメディアの個人利用に当たっての基本原則

(1) 私事とわきまえて利用すること。

- ・特に利用する時間帯には十分に注意し、社会的に無用な疑念を持たれないようにすること。
- ・業務上貸与されている機器や当社の情報通信ネットワークを介した発信を行わないこと。

(2) 各種法令、当社の行動規範等を遵守すること。

- ・違法性が疑われるコンテンツ、社会規範に反するもの、公序良俗に反するもの、当社の信用失墜や当社に対する社会からの期待に背くことにつながるもの、極端な誹謗・中傷を含む発信を行わないこと。
- ・基本的人権、プライバシー権、知的財産権（著作権、商標権、肖像権など）で保護されている第三者の権利を侵害しないよう十分に留意すること。

(3) 適切な情報発信と反応を心がけ、情報拡散に注意すること。

- ・本人が実名を用いずに発信する場合も、過去の履歴や行動状況から本人（発信元）を特定される可能性があるため、発信する情報には注意すること。
- ・一旦発信されると投稿者個人の意図と反し、半永久的に拡散され続けるおそれがある

- るため、発信する情報は正確に記述し、不確かな内容の情報を発信しないこと。
- ・批判等に対しては感情的にならず冷静な対応をすること。
 - ・不用意に相手を批判しないこと。自分が間違っていた場合は素直に誤りを認め、速やかに訂正すること。

(4) 適切な利用管理を行うこと。

- ・使用するソーシャルメディアの利用規程等を確認し従うこと。
- ・アカウントが乗っ取られることがないように、ログイン名、パスワードの管理や、機器・アプリケーション等の設定を適切に行うこと。

5. ソーシャルメディアを利用して当社に関する情報を発信する際の留意事項

- ・守秘義務を遵守し、業務で知り得た非公開情報を公開しないこと。
- ・当社及び他者の権利を侵害する情報を発信しないこと。
- ・当社の公式なロゴマークを使用しないこと。
- ・個人の意見を当社の見解と誤解されないように留意し発信すること。
- ・当社の信用失墜や当社に対する社会からの期待に背くことにつながらないように留意し発信すること。

以上